

医療提供圏域調整会議の設置について

竜ヶ崎保健所

医療提供圏域調整会議の設置について

1 医療提供圏域調整会議について【1】

項目	内容	
設置目的	<p>今後の人口減少、少子高齢化による患者減少、医療ニーズの変化等を踏まえ、主に<u>高度医療に関して、より広域的な視点</u>で医療機能の集約化や医療機関相互の連携強化の取組について協議し、将来も持続可能な医療提供体制の確保を図る。</p>	
会議の位置付け	<p>①医療計画策定に係る「圏域連携会議」としての位置付け ②地域医療構想に係る「代表者会議」としての位置付け ※参考資料参照</p>	
議題(想定)	<p>○政策医療（5疾病・6事業）のうち、主に高度医療に係る医療機能の集約化及び各医療機関相互の連携強化に関する協議 ex)作業部会での議論内容（圏域の設定、機能分化のあり方等）に関する情報共有、地域関係者間の意見交換</p> <p>○地域医療構想の達成に向けた取組状況の共有及び広域的な課題への対応 ex)推進区域対応方針（案）の策定（医療提供圏域単位）</p>	
会議の構成	県央・県北	水戸[中央]、日立[日立]、常陸太田・ひたちなか[ひたちなか]
	県南東	土浦[土浦]、鹿行[潮来]、取手・竜ヶ崎[竜ヶ崎]
	県南西	つくば[つくば]、筑西・下妻[筑西]、古河・坂東[古河]

※事務局保健所は、圏域内を構成する保健所による各年度持ち回り

医療提供圏域調整会議の設置について

1 医療提供圏域調整会議について【2】

項目	内容		
委員選出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○医療提供圏域調整会議の委員は、<u>各地域医療構想調整会議委員の代表者</u>により30名以内で構成 ○地域の実情を踏まえつつ、<u>次の区分により各保健所において10名以内</u>を選出 ○委員選任に関して特に考慮すべき事情等がある場合には、医療提供圏域調整会議事務局と医療政策課の協議により決定 		
	区分	想定人数 (二次医療圏毎)	選定の考え方
	各地域医療構想調整会議・議長	1名	各調整会議の代表者（ 議長 ） ※ 郡市医師会長
	各保健所長	1名 (中央のみ2名)	各調整会議の代表者（ 事務局 ）
	市町村	1名程度	各調整会議の代表者（ 市町村 ） ※人口規模、基幹病院の立地状況等踏まえ、総合的に判断
	基幹病院等	6名以内	主に 政策医療を担う病院 から選出 ※ 地域医療支援病院、特定機能病院 は必須
	学識経験者（消防）	1名程度	救急 関係に関する意見聴取
※このほか、議題に応じてオブザーバー参加を求める			

医療提供圏域調整会議の設置について

1 医療提供圏域調整会議について【3】

項目	内容
会議の実施方法	<p>原則、WEB会議による開催 ※現地開催とのハイブリット形式も想定</p> <p>なお、議題の内容によっては、構成する保健所間の調整により、<u>地域医療構想調整会議との「合同開催」又は「同時開催」とする可能性あり</u></p>
委員報酬	一律 13,000円 （旅費は別途支給）
委員任期	<p>2年とする</p> <p>※ただし、<u>会議設置後最初に委嘱する委員の任期は、各地域医療構想調整会議の委員の委嘱期間までとする</u>（地域医療構想調整会議の委員任期と合わせるため）</p>

医療提供圏域調整会議の設置について

2 県南東医療圏における医療提供圏域調整会議の委員候補者一覧

区分	委員候補者（団体名・職氏名）		
二次医療圏名	鹿行	土浦	取手・竜ヶ崎
各地域医療構想調整会議・議長	坏 正紀 (鹿島医師会長)	塚田 篤郎 (土浦市医師会長)	眞壁 文敏 (取手市医師会長)
市町村	原 浩道 (潮来市長)	安藤 真理子 (土浦市長)	萩原 勇 (龍ヶ崎市長)
各保健所長	緒方 剛 (潮来保健所長)	入江 ふじこ (土浦保健所長)	石田 久美子 (龍ヶ崎保健所長)
基幹病院等	金沢 義一 (神栖済生会病院長)	広岡 一信 (土浦協同病院長)	富満 弘之 (J Aとりで総合医療センター院長)
	鈴木 善作 (白十字総合病院長)	鈴木 祥司 (霞ヶ浦医療センター院長)	海老原 次男 (龍ヶ崎済生会病院長)
	小山 典宏 (小山記念病院理事長)	吉野 淨 (石岡第一病院長)	福井 次矢 (東京医科大学茨城医療センター院長)
	高須 伸克 (高須病院長)	幕内 幹男 (山王台病院長)	瀬下 明良 (牛久愛和総合病院長)
			金子 剛 (つくばセントラル病院長)
			鈴木 武樹 (取手北相馬保健医療センター医師会病院長)
学識経験者 (消防)	飯島 敏彦 (鹿行広域事務組合消防本部消防長)	檜山 保明 (土浦市消防本部消防長)	永井 貴史 (稲敷広域消防本部消防長)
	武藤 隆 (鹿島地方事務組合消防本部消防長)		

3 医療提供圏域調整会議設置に向けた今後のスケジュール

8月中

委員選任に係る各種調整

- ・ 委員候補者への事前説明、就任承諾書の受領、委員名簿作成

委員名簿及び就任承諾書（写し）取りまとめ【事務局保健所】

9月中

委嘱状作成・通知

→ 「医療提供圏域調整会議」設置

9～2月

医療提供圏域調整会議の開催（各圏域単位・年1～2回）

※開催時期や圏域調整会議の議題等は、
医療政策課と事務局保健所で調整のうえ決定

医療提供圏域調整会議の設置について

【参考】 医療提供圏域調整会議・事務局の担当順（案）

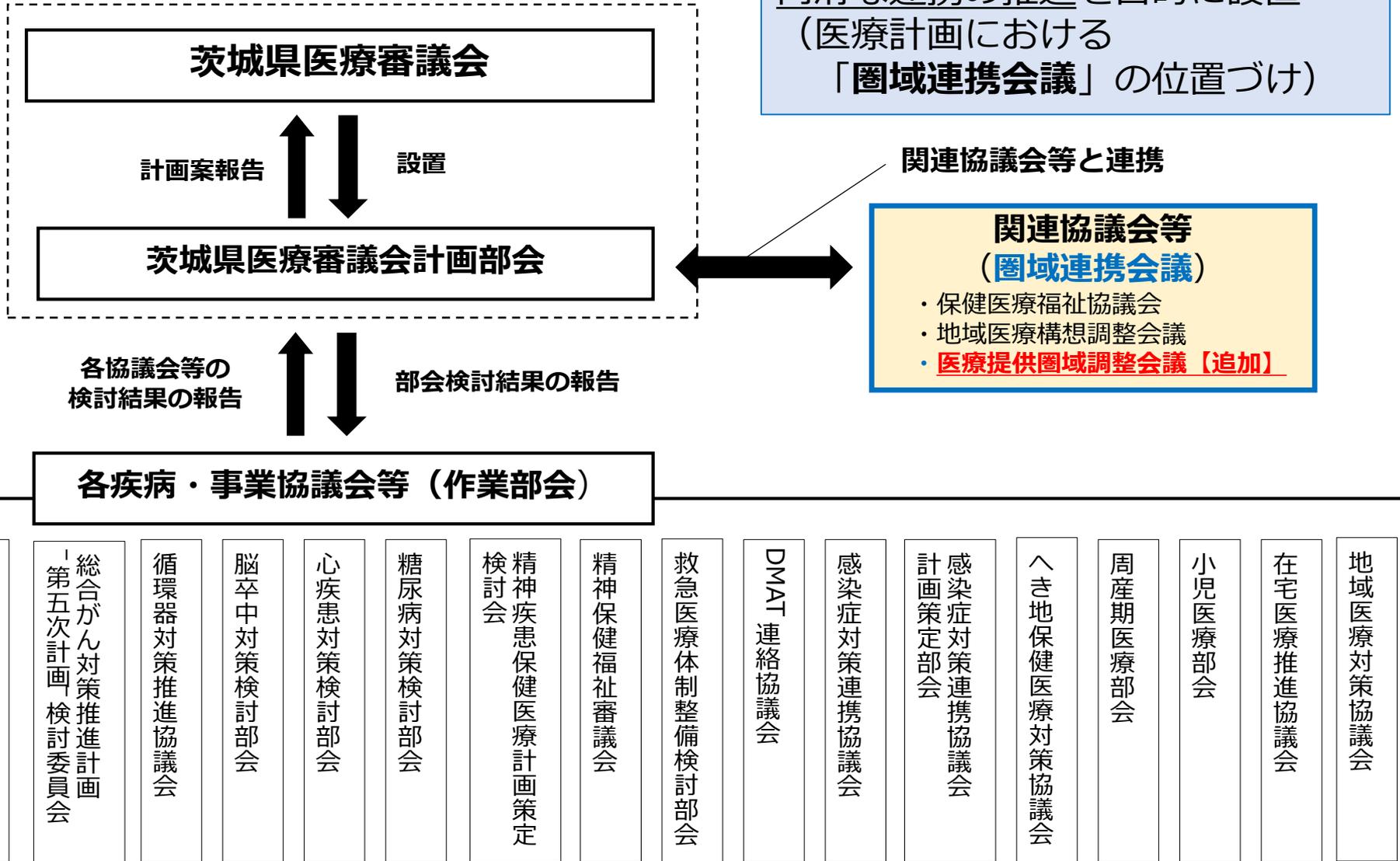
区 分	年 度		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県北・県央	中央保健所	ひたちなか保健所	日立保健所
県南東	土浦保健所	竜ヶ崎保健所	潮来保健所
県南西	つくば保健所	筑西保健所	古河保健所

※令和9年度以降も同順（特段の事情があれば、各圏域内保健所の協議により変更も可）

医療提供圏域調整会議の設置について

参考 1 医療計画策定に係る位置付け

高度医療に係る医療関係者間の円滑な連携の推進を目的に設置
(医療計画における「圏域連携会議」の位置づけ)



【参考1】 「作業部会」 「圏域連携会議」 について

令和5年3月31日付け厚生労働省医政局長通知「医療計画について」（最終改正・令和5年6月15日医政発0615第21号）

第4 医療計画作成の手順等

- － 5 5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順
- － (2) **作業部会及び圏域連携会議の設置**

都道府県は、5 疾病・6 事業及び在宅医療について、それぞれの医療体制を構築するため、都道府県医療審議会又は地域医療対策協議会の下に、5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「**作業部会**」という。）を設置すること。また、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「**圏域連携会議**」という。）を設置すること。

作業部会と圏域連携会議は、有機的に連携しながら協議を進めることが重要であり、原則として、圏域連携会議における協議結果は作業部会へ報告すること。また、それぞれの協議の内容・結果については、原則として、周知・広報すること。

【参考1】「作業部会」「圏域連携会議」について

令和5年3月31日付け厚生労働省医政局長通知「医療計画について」（最終改正・令和5年6月15日医政発0615第21号）

第4 医療計画作成の手順等

- 5 5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順
- (2) 作業部会及び圏域連携会議の設置

①作業部会 ※一部抜粋

イ 内容

作業部会は、下記の事項について協議する。

(ア) 地域の医療資源の把握

(イ) 圏域の設定

- 上記(ア)に基づき、**圏域を検討・設定する**。その際、5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれについて特有の重要事項（5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれに係る流入患者割合、流出患者割合を含む。）に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定すること。

(ウ) 課題の抽出

(エ) 数値目標の設定

(オ) 施策

②圏域連携会議

圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。

その際、保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互又は医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。

ア 構成

各医療機能を担う全ての関係者

イ 内容

下記の(ア)から(ウ)について、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定すること。

(ア) 医療連携の必要性について**認識の共有**

(イ) 医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する**情報の共有**

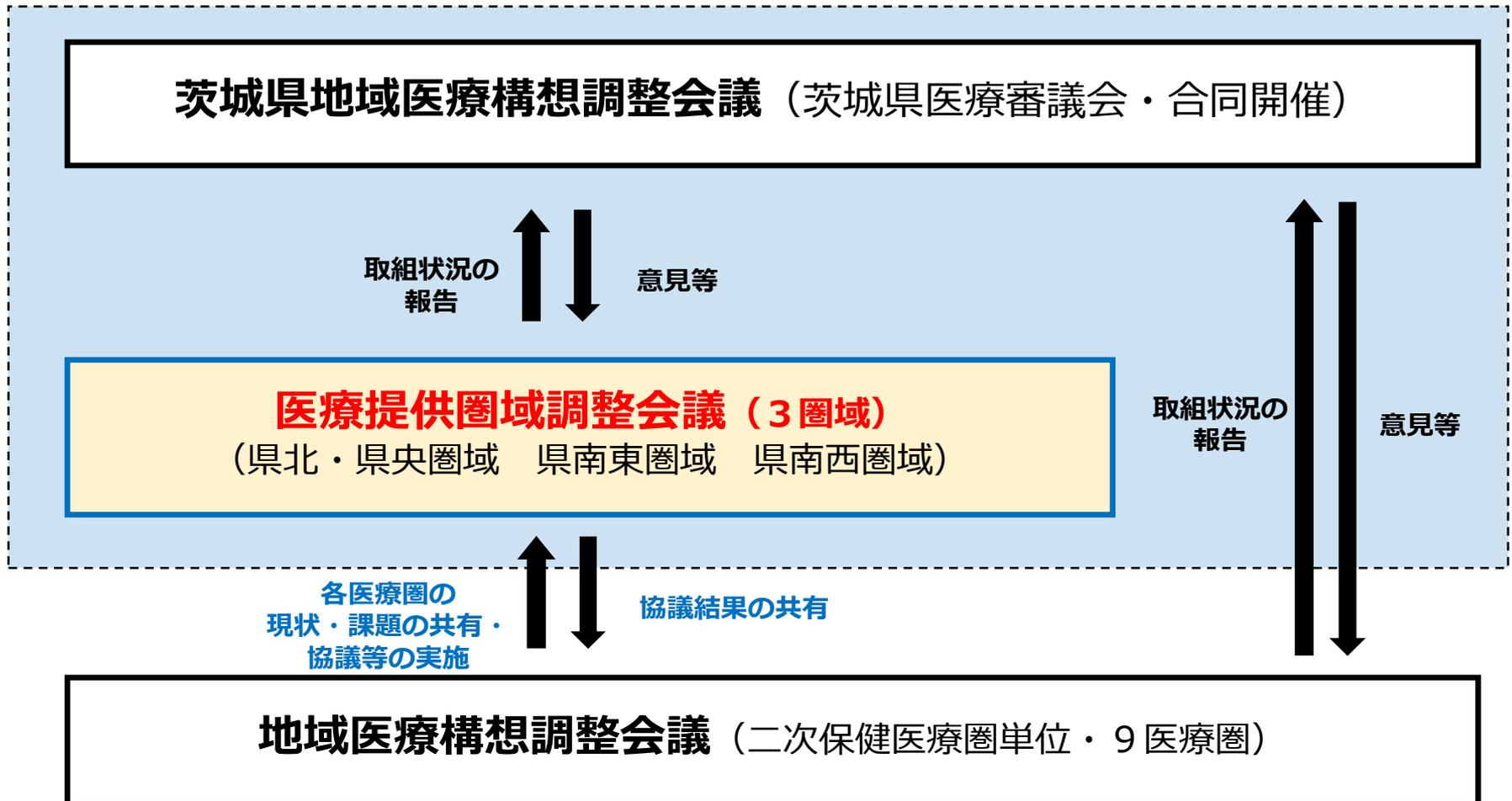
(ウ) 当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する**情報の共有**

また、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行うこと。

医療提供圏域調整会議の設置について

参考2 地域医療構想関係に係る位置付け

各地域医療構想調整会議における取組状況の共有、広域での調整が必要な事項の検討（「**代表者会議**」の位置づけ）



【参考2】 「都道府県単位の地域医療構想調整会議」について

H30.6.22厚労省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」

1. 都道府県単位の地域医療構想調整会議について

-(1) 協議事項等

都道府県は、各構想区域の地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むように支援する観点から、都道府県単位の地域医療構想調整会議を設置し、次の事項について協議すること。

- ア. 各構想区域における地域医療構想調整会議の運用に関すること（地域医療構想調整会議の協議事項、年間スケジュールなど）
- イ. 各構想区域における地域医療構想調整会議の議論の進捗状況に関すること（具体的対応方針の合意の状況、再編統合の議論の状況など）
- ウ. 各構想区域における地域医療構想調整会議の抱える課題解決に関すること（参考事例の共有など）
- エ. 病床機能報告等から得られるデータの分析に関すること（定量的な基準など）
- オ. 構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関すること（高度急性期の提供体制など）

**「県地域医療構想調整会議」が担う役割の一部に関して、
医療提供圏域を単位として、関係者で具体的に協議**